

2(1) 景観保全型広告整備地区の名称

平泉周辺地域景観保全型広告整備地区

(2) 指定しようとする区域

別図に示す区域

(3) 基本方針

ア 広告物表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する基本構想

(ア) 広告景観形成の基本方向

平泉においては、中尊寺、毛越寺などの特別史跡を中心として、歴史的な景観が形成されているとともに、その周辺には安倍氏やアテルイの時代をしのぼせる歴史的風土を感じさせる景観が広がっている。

また、この地域は、奥羽山脈と北上高地の山並みの眺望に優れるほか、北上川などの河川沿いに美しい農村景観が広がり、地域ごとに独特な歴史的風土景観を形成している。

この我が国を代表する歴史的風土景観を持つ本地域の景観を、県民の郷土に対する愛着と誇りをはぐくむ共有の財産として、地域の発展との調和を図りながら次代に引き継いでいくため、平成12年4月1日に景観条例に基づき、平泉周辺を景観形成重点地域として指定し、地域特性に応じた計画的な景観の形成を図ってきたところである。

一方、近年、景観に対する意識の高まりの中で、広告物は、良好な景観を構成する重要な要素の一つであることが認識されつつある。

また、うるおいとやすらぎのある生活や快適な環境に対する県民のニーズが高まってきており、自然や周囲の景観と調和した良好な広告景観の形成が求められている。

広告塔、案内板等の広告物は、県民の経済社会活動に不可欠なものであるとともに、私たちに様々な有益な情報を提供してくれるものであるが、場所によっては無秩序な広告物のはん濫や管理が不十分な広告物の放置等が良好な景観の阻害要因となっていることがある。

特に、現在、この地域の沿道等には、多種多様な広告物が掲出されており、今後もその数はますます増加するものと考えられ、地域の歴史的風土景観に多大な影響を及ぼすことが懸念されているところである。

このため、広告物及び広告物を掲出する物件の表示の方法等について、現行の規制水準を超えた水準へ誘導し、歴史性あふれる自然や周囲の景観、地域特性と調和した統一感のある広告景観の形成を図るものである。

(イ) 地区の区分及び区分ごとの広告景観形成の方向

指定しようとする区域においては、歴史的、風土的な景観要素を有することから、地形、土地利用の状況等を勘案し、地域を6区域に区分し、歴史的、風土的要素を共通要素とした上で、それぞれの景観特性に配慮しながら良好な景観の形成を図っている。

このことを踏まえ、平泉周辺地域景観保全型広告整備地区についても、地形、土地利用の状況等を勘案したこれまでの区分を踏襲し、この地域全体が歴史的風土景観としてまとまりを保つよう、区域の特性に応じた広告景観の形成を図っていくものとする。

a 歴史特別景観地区

中尊寺や毛越寺庭園、観自在王院跡、無量光院跡など優れた歴史的建造物や名勝、史跡が多く、平泉周辺地域の中核になる区域である。

この地区内においては、優れた歴史的景観や周囲の景観に配慮した広告景観の形成を図るものとする。

b 風土歴史景観地区

遠く奥羽山脈につながる眺めや、古戦場などの伝承地の眺め等、のびやかな景観が眺望され、ほころや神社等が祭られているところが多く、安倍氏や藤原氏の時代からの伝承による風土や歴史を感受できる区域である。

この地区内においては、地域の伝承を大事にして、伝承地の景観を保全するとともに、伝承をテーマとした地域づくりにおいて風土や歴史を感じさせる広告景観の形成を図るものとする。

c 風土街並景観地区

風土性豊かな農村景観に恵まれ、幹線道路沿いに街並みの形成が進んでいる区域である。

この地区内においては、周囲の風土性豊かな農村景観と調和する街並みの形成に配慮した広告景観の形成を図るものとする。

d 風土里山景観地区

古来から人手が入った里山に囲まれ、河川沿いに広がる水田を中心とした農村景観が展開し、のびのびとした農村原風景を感じさせる区域である。

この地区内においては、歴史や暮らしを投影した風土性豊かな要素を有する里山の景観を保全するとともに、のびのびとした農村景観に配慮した広告景観の形成を図るものとする。

e 沿道景観地区

当地域を通る一般国道及び主要地方道沿いは、平泉、衣川等の歴史的景観や東稲山等を背景とした農村景観が眺望できる地点が多い区域である。この地区内においては、一般国道の道路の両側500メートル以内の地域及び主要地方道の道路の両側100メートル以内の地域を沿道景観地区とし、屋外広告物による眺望の障害を避け、良好な沿道の景観を図るものとする。

イ 広告物及び広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

基本的にはこれまでの平泉周辺景観形成重点地域景観形成基準に準じ、本地区において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者が適合するよう努めなければならない広告景観形成基準を別表1及び別表2のとおり定める。

別表 1

## 広告景観形成基準（工作物）

区 分		基 準					
		歴史特別景観地区	風土歴史景観地区	風土街並景観地区	風土里山景観地区		
工作物 〔 建植広告物 屋上広告物 広告板 そで看板 アーチ広告 物 広告柱 〕	位置 及び 規模	眺望の継承	重要な眺望点からの風土性豊かな眺望を阻害したり、突出した印象を与えないよう、広告物の位置及び規模に配慮すること。				
		位置	(1) 広告物の位置の選定では、できる限り埋蔵文化財の場所を避けること。 (2) 歴史的都市構造の承継を阻害しないよう、広告物の配置に配慮すること。	(1) 規模の大きな広告物の位置の選定では、できる限り埋蔵文化財の場所、風土歴史的な界わいや地区を避けること。 (2) 重要な眺望点からの眺望を阻害する位置は避けること。			
		配置	広告物は、敷地境界からできる限り離し、隣地相互において空間を確保するよう配置に配慮すること。				
			(1) 広告物の配置は、継承されてきた地形と植栽をできる限り保全するよう配慮すること。 (2) 広告物の配置は、道路や重要な眺望点からみて目立たないよう配慮すること。	広告物の配置は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮すること。		規模の大きな広告物の配置は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮すること。	
		幹線道路からの後退距離 (建植広告物に限る。)	広告物は、幹線道路から3メートル以上後退するものとする。ただし、既存広告物の変更等であって周辺の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについてはこの限りでない。			広告物は、幹線道路から3メートル以上後退するものとする。ただし、既存広告物の変更等であって周辺の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについてはこの限りでない。	
		表示面積等	沿道景観地区内	(1) 表示面積が2平方メートルを超えないこと。ただし、自家用広告物を除く。 (2) 自家用広告物では、その全体形状の外郭線を高さ3メートル以下、巾3.6メートル以下、全体の高さを5メートル以下とする。			
	沿道景観地区外		表示面積は、20平方メートルを超えないようにすること。	表示面積は、30平方メートルを超えないようにすること。			
		高さ	広告物の高さは、高さ13メートルを超えないものとする。ただし、周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものについてはこの限りでない。				
		形態及び意匠	(1) 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮すること。 (2) 周辺の景観と調和するよう配慮すること。				
		色彩	周辺の歴史景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。	周辺の風土景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。	周辺の街並みや自然景観と調和するものとし、原色や高彩度色を用いないこと。	周辺の風土景観や自然景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。	
	素材	広告物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のあるものとする。					
	敷地	敷地内はできる限り緑化し、植栽は、周囲の植生に配慮して行うこと。					

その他	光源	(1) 光源を用いるものにあつては、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。 (2) 光源を内蔵するものは避けること。	光源を用いるものにあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。	なるべく光源を用いないこと。
-----	----	--	--	----------------

別表2 広告景観形成基準（工作物以外）

区分		基準				
		歴史特別景観地区	風土歴史景観地区	風土街並景観地区	風土里山景観地区	
工作物以外 〔アドバルーン 広告幕 のぼり、広 告旗〕	位置及び規模	眺望の継承	重要な眺望点からの風土性豊かな眺望を阻害したり、突出した印象を与えないよう、広告物の位置及び規模に配慮すること。			
		位置	歴史的都市構造の継承を阻害しないよう、広告物の位置に配慮すること。	(1) 位置の選定では、できる限り風土歴史的な界わいや地区を避けること。 (2) 重要な眺望点からの眺望を阻害する位置は避けること。		
		表示面積等	(1) アドバルーンの気球の高さは、係留場所から35メートル以下であること。ただし、沿道景観区域内においては、原則としてアドバルーンの掲揚は避けること。 (2) 広告幕の面積は、20平方メートル以下であること。 (3) のぼり及び広告旗の面積は、2平方メートル以下であること。また、複数ののぼりを設置する場合は、相互間の距離を5メートル以上離すこと。			
		形態及び意匠	(1) 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮すること。 (2) 周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
		色彩	周辺の歴史景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。	周辺の風土景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。	周辺の街並みや自然景観と調和するものとし、原色や高彩度色を用いないこと。	周辺の風土景観や自然景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること。
	その他	光源	(1) 光源を用いるものにあつては、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。 (2) 光源を内蔵するものは避けること。	光源を用いるものにあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いないこと。	なるべく光源を用いないこと。	

注1 この表において「重要な眺望点」とは次の地点をいう。

- (1) 下衣川一帯に対する眺望点……中尊寺西物見
- (2) 北上川の流れに対する眺望点……赤生津橋
- (3) 月山・関山・塔山及び下衣川一帯に対する眺望点……衣川北側丘陵（陣場付近）
- (4) 安倍館一帯に対する眺望点……古戸の高台
- (5) 須川岳に対する眺望点……巖美バイパス
- (6) 月山・関山・塔山から須川岳の山脈及び下衣川一帯に対する眺望点……駒形山（山頂展望所）、東稲山（山頂付近及び長島小付近）、衣川北側丘陵（富田付近及び日向牧場付近）

注2 この表において「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路で、4メートル以上の幅員を有するものをいう。

注3 この表において「幹線道路」とは、道路のうち地区内の一般国道及び主要地方道をいう。

注4 この表において「規模の大きな広告物」とは、高さ13メートル又は表示面積25平方メートルを超える広告物をいう。